

昭和十四年七月十三日

書記官長

主筆

書記官

（印）

書記官

（印）

支那事變從軍記章令審査報告

（別紙一通）

支那事變從軍記章令審査報告案

謹テ今回御諮詢ノ支那事變從軍記章令ヲ審査スルニ本件ハ

從前戰役又ハ事變ノ都度從軍記章ヲ設定シタル例ニ倣ヒ

今次支那事變ノ經過ニ鑑ミ昭和九年乃至九年事變(滿洲事變)

ニ關シテモ亦特別ノ

等ノ例ニ倣ヒ軍務ニ從事シタル者等ニ對シ從軍記章ヲ授與ス

設定シ之ガ

ル為メ必要ナル勅令規程ヲ制定セシトスルモノニシテ其ノ規定

條規

條規

ノ要旨ハ(一)支那事變記念ノ表章トシテ特ニ從軍記章ヲ設ケ



(第一) (二) 其ノ圖式ヲ定メ (第三) 此ノ後軍記章ハ (一) 事變地ニ在

及佩用式

リテ軍務ニ從事シ又ハ軍事ニ關スル特別ノ任務ヲ受ケテ事變

地ニ往復シタル陸海軍軍人軍屬及文官 (四) 事變地ニ臨マサルモ動

員部隊若ハ事變ノ為メノ臨時編成部隊ニ編入セラレ又ハ事變ニ關

スル軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍屬 (一) 事變ニ關スル軍務ニ從

事シタル陸海軍官用船舶又ハ病院船ノ乗組船員 (二) 陸海軍官憲ノ

事變ニ關スル

監督ヲ受ケ傷病者ノ救護ニ從事シタル者ニ之ヲ授與シ (但し備員未

該當スル者ト雖傷病者ノ類又ハ之ニ準ズベキ下級船員等ニ在リテハ特殊ノ軍務ニ服シ且功績アル者ニ非

ガレバ之ヲ授與セザルコトトシ (第三) (四) 事變ニ關スル軍務ヲ幫助シ特ニ

イテ事變ニ關スル軍務ヲ幫助シ特ニ

功績アル者又ハ許可ヲ得テ後軍記章ヲ授

與スルコトアルベキモノトシ (第四) (五) 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

ニハ後軍記章ヲ授與セズ (但し刑ノ執行ヲ猶豫セシタル者及陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未満ノ禁錮ノ刑ニ處スル

モノニ在リ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトトシ (第五) 又ハ

及懲戒ノ裁判又ハ處分ニ依リ免官免職ノ爲メタル者ニハ原則ト

(第六) 條

場合ヲ除ク外之) 尤モ其ノ處刑、免官又ハ免職後ニ於テ

シテ後軍記章ヲ授與セズ

前記授與ノ資格ヲ得タル者ニハ之ヲ授與シ又ハ授與スルコトアル

ベキモノトシ(第六條)從軍記章ハ生前於テ授與セラルベ

キ者ニ對シテハ其ノ死後雖モ仍之ヲ授與シ(第八條)（七）周記章

ハ本人ヨリ限リ缺身之ヲ佩用シ遺族ノ之ヲ保存スルコトヲ許ス(第九條)

（其ノ紀念表章トシテ特殊ノ按ズルニ本件ハ今國ノ支那事變ニ關シ從軍記章ノ制ヲ定

メントスルモノニシテ方今ノ事態ノ類似ノ先例ト照レ其ノ

趣旨ニ於テ敢テ不可ナリ其ノ規定ノ條項亦別ニ支障ノ虞

ナキモノト認メ仍テ本件ハ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベシト

思料ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十四年七月十四日



書記官長

議長記

昭和十四年七月十三日立案

書記官長



主筆

書記官



書記官



臨時拓務省ニ拓殖調査部ヲ設置スルノ件

審査報告

(別紙通)